

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成28年7月22日（金）

担当課：街づくり計画部 街づくり計画課

件 名：渋谷（南部地区）の町界町名地番整理実施について	
提出理由：渋谷（南部地区）の町界町名地番整理実施に向けて、町界町名審議会への諮問を行うにあたり、町名と町割りの案について了承を得るため	
内 容： 1 背景等 - 平成29年度に予定されている渋谷（南部地区）土地区画整理事業の換地処分にあわせて、わかりやすい住所を実現するために、町界町名地番整理を実施するものである。 - 平成6年に北部地区で町界町名地番整理を行った際に、事業実施を控えた南部地区も含めて町界町名案の意見集約を行った経緯があることから、北部地区から20年以上経っているものの、このような経緯等を踏まえ、町界町名案を作成するものとする。 2 町界町名地番整理実施区域等 - 対象地 渋谷（南部地区）土地区画整理事業地内 - 面 積 約42ヘクタール - 世帯数 約1,700世帯 - 人 口 約3,300人 - 筆 数 約1,300筆 - 自治会 高等町第一自治会、高等町第二自治会、高等町第三自治会、高等町第四自治会、札の辻自治会、中福田自治会、下福田北部自治会（全て一部）	3 町名町割り案 （1）町名の考え方 - 北部地区の町界町名地番整理の際に、南部地区も含めて町界町名案が検討され、北部・南部を通して「渋谷」とすることで地元自治会の意見は集約されていたことから、町名案を「渋谷」とした。 - 平成27年12月に、区域内の自治会長で組織する渋谷（南部地区）町界町名連絡会を開催し、南部地区もこの案で手続きを進めることで了承された。 （2）町割りの考え方 - 町割りとは、都市計画道路及び鉄道を境界とすることを基本に、町の大きさを考慮し設定した。 - 北部地区で設定した渋谷四～六丁目の区域を高座渋谷駅東西の都市計画道路まで拡大し、それ以南は小田急江ノ島線を境にして東側を七丁目とするとともに、西側については当初案では、八丁目・九丁目としていたものを、区画の大きさを考慮し、最終的に八丁目として統合する町割り案とした。
経 過 H 4.11 渋谷（北部地区）町界町名連絡会開催 H 5.12 渋谷（南部地区）事業計画決定告示 H 6.10 渋谷（北部地区）新住所施行 H27.12 渋谷（南部地区）町界町名連絡会で町界町名案について意見交換を実施 H28. 4 第1回町界町名審議会 H28. 5 市素案を周知（全戸ポスティング） H28. 6 市素案について住民説明会開催	今後の予定 H28. 8 町界町名審議会への諮問 H28.10 町界町名案の周知等 H28.12 議案提出（地方自治法第260条） H29. 4～ 住所設定作業 H30. 1 新住所の周知・説明会 H30. 3 換地処分公告 H30. 3 新住所施行（換地処分の翌日）